

政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況等について

1 第2回政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況

8月28日に開催した、第2回政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況は、次のとおりである。

1 法令等に基づく移譲事務 資料 1

法令及び国の要綱・通知等に基づく移譲事務について、県市研究会において整理した1,183項目をもとに協議中

移譲される法令必須事務については、899項目であることを確認

2 事務処理特例条例による移譲事務 資料 2

先行政令市における移譲状況等を踏まえ、県から検討対象事務445項目を提示し、協議中

3 県単独事業

岡山市の目指す都市像の実現と自立した政令市となるために必要な事業について移譲することとし、岡山市が主体となって実施している事業と県直営事業の区分や、事業の性質等を踏まえながら、移譲対象事業について、さらに協議を進める。

4 法令等に基づく移譲事務の移譲に伴う確認事項

(1) 児童相談所、一時保護、身体・知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童自立支援施設の取扱い

岡山市が独自の体制整備を目指すことを基本に、政令市移行時に円滑な移譲が図られるよう、県への委託等も含め、県・市間の連携方策等について、さらに協議を進める。

(2) 国県道に関する事務（法令必須事務）

今後協議

(3) 河川管理事務（法令任意事務）

今後協議

(4) 県費負担教職員の任命等（法令必須事務）

政令市移行後も県・市ともに適切な人材確保が図られるよう、人事交流の実施（任命権者間の異動）等について、さらに協議を進める。

(5) 当せん金付証票（宝くじ）の販売収益金の配分

今後協議

5 人的支援

移譲に伴う県から市への移譲事務の円滑な執行を確保するため、必要な人的支援について、さらに協議を進める。

6 県有財産の譲渡・使用許可

今後協議

法令等に基づく移譲事務（法令必須事務）

資料 1

番号	事務の名称	件数
----	-------	----

大項目：1- 民生行政に関する事務

1	児童福祉に関する事務	80
2	社会福祉に関する事務	2
3	身体障害者の福祉に関する事務	2
4	生活保護に関する事務	1
5	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	60
6	発達障害者支援に関する事務	3
7	知的障害者の福祉に関する事務	1
8	障害者基本法に関する事務	1
9	老人保健に関する事務	1
10	登録免許税に関する事務	1
11	児童虐待の防止に関する事務	8
12	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する事務	7
13	障害者自立支援に関する事務	26

大項目：2- 保健衛生行政に関する事務

14	動物の愛護及び管理に関する事務	44
15	水道に関する事務	2

大項目：3- 都市計画・建設行政に関する事務

16	公有地の拡大の推進に関する事務	3
17	多極分散型国土形成促進に関する事務	1
18	被災市街地復興特別措置法に関する事務	1
19	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する事務	1
20	都市計画に関する事務	9
21	土地区画整理事業に関する事務	15
22	都市再開発に関する事務（道路関連）	4
23	流通業務市街地の整備に関する事務	4
24	下水道に関する事務	4
25	国土利用計画に関する事務	35
26	国土形成計画に関する事務	2
27	都市鉄道等の利便の増進に関する事務	2

大項目：4- 土木行政に関する事務

28	公共土木施設災害復旧に関する事務	5
29	駐車場に関する事務	4

番号	事務の名称	件数
30	幹線道路の沿道の整備に関する事務（道路関連）	12
31	環境影響評価に関する事務（道路関連）	2
32	軌道に関する事務（道路関連）	14
33	共同溝の整備等に関する事務（道路関連）	24
34	交通安全施設等整備事業の推進に関する事務（道路関連）	7
35	高速自動車国道に関する事務（道路関連）	6
36	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する事務（道路関連）	4
37	自転車道の整備等に関する事務（道路関連）	1
38	石油パイプラインの設置に関する事務（道路関連）	3
39	鉄道事業に関する事務（道路関連）	1
40	電線共同溝の整備等に関する事務（道路関連）	35
41	都市モノレールの整備の促進に関する事務（道路関連）	1
42	独立行政法人都市再生機構に関する事務（道路関連）	8
43	踏切道の改良促進に関する事務（道路関連）	12
44	道路の修繕に関する事務（道路関連）	4
45	道路運送に関する事務（道路関連）	6
46	道路交通に関する事務（道路関連）	5
47	道路整備費の財源等の特例に関する事務（道路関連）	4
48	道路整備特別措置に関する事務（道路関連）	39
49	道路に関する事務	172
50	有線テレビジョンに関する事務（道路関連）	2
51	有線ラジオに関する事務（道路関連）	2
52	交通安全対策基本法に関する事務（道路関連）	1
53	土地収用に関する事務（道路関連）	1
54	土地改良に関する事務（道路関連）	2
55	景観に関する事務（道路関連）	3
56	都市再生に関する事務（道路関連）	6
57	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する事務（道路関連）	49
58	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する事務（道路関連）	1
59	電気通信事業に関する事務（道路関連）	1
60	自衛隊に関する事務（道路関連）	1
61	密集市街地における防災地区の整備の促進に関する事務（道路関連）	6
62	新住宅市街地開発に関する事務（道路関連）	2
63	住宅地区改良に関する事務（道路関連）	2

番号	事務の名称	件数
----	-------	----

大項目：5- 文教行政に関する事務

64	地方教育行政の組織及び運営に関する事務	2
65	文化財保護に関する事務	12
66	教育公務員特例法に関する事務	2
67	市町村立学校職員給与負担に関する事務	1
68	幼稚園の設置、廃止等に関する事務	1

大項目：6- 環境保全行政に関する事務

69	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する事務	12
----	-----------------------------	----

大項目：7- 産業・経済行政に関する事務

70	工場立地に関する事務	9
71	大規模小売店舗の立地に関する事務	23
72	卸売市場に関する事務	3
73	国民生活安定緊急措置に関する事務	5
74	生活関連物資等の買い占め等に関する事務	7

大項目：8- その他行政に関する事務

75	地方公営企業に関する事務	2
76	地方公務員災害補償基金に関する事務	4
77	人事委員会に関する事務	1
78	地方交付税に関する事務	1
79	地方特例交付金に関する事務	1
80	地方債に関する事務	1
81	災害弔慰金の支給等に関する事務	1
82	土地譲渡益重課制度の適用除外に係る認定事務（租税特別措置に関する事務）	6
83	武力攻撃事態等における国民の保護に関する事務	32
84	地方行政連絡会議に関する事務	1
85	地方独立行政法人に関する事務	3
86	公安委員に関する事務	1

合 計		899
-----	--	-----

事務処理特例条例による移譲事務(案)

資料 2

番号	事務の名称	件数
1	特定非営利活動促進法に関する事務	24
2	租税特別措置法施行令に関する事務	1
3	母体保護法に関する事務	2
4	母体保護法施行令に関する事務	7
5	母体保護法施行規則に関する事務	4
6	医療法に関する事務	2
7	薬事法に関する事務	2
8	戦傷病者特別措置法に関する事務	8
9	戦傷病者特別措置法施行令に関する事務	1
10	戦傷病者特別措置法施行規則に関する事務	1
11	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務	2
12	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に関する事務	1
13	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に関する事務	2
14	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則に関する事務	1
15	介護保険法に関する事務	27
16	介護保険法施行規則に関する事務	17
17	農業協同組合法に関する事務	42
18	水産業協同組合法に関する事務	32
19	獣医師法に関する事務	3
20	土地改良法に関する事務	10
21	森林法に関する事務	23
22	森林法施行令に関する事務	1
23	森林法施行規則に関する事務	1
24	輸出水産物の振興に関する法律に関する事務	5
25	分収林特別措置法に関する事務	8

番号	事務の名称	件数
26	養鶏振興法に関する事務	15
27	養鶏振興法施行規則に関する事務	1
28	薬事法に関する事務(動物用医薬品特例販売業に関する事務)	7
29	薬事法に関する事務(動物用医薬品一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、高度管理医療機器及び管理医療機器に関する事務)	11
30	果樹農業振興特別措置法に関する事務	2
31	野菜生産出荷安定法に関する事務	4
32	森林組合法に関する事務	40
33	獣医療法に関する事務	5
34	獣医療法施行規則に関する事務	1
35	青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法に関する事務	2
36	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関する事務	4
37	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に関する事務	4
38	独立行政法人農業者年金基金法、施行令に関する事務	1
39	砂防法に関する事務	11
40	公有水面埋立法に関する事務	1
41	海岸法(建設海岸、港湾海岸)に関する事務	28
42	都市再開発法に関する事務	57
43	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する事務	18
44	不動産登記法に関する事務	2
45	学校教育法に関する事務	3
46	文化財保護法に関する事務	1
合 計		445

政令市移行に伴う県・市財政への影響の見込みについて

岡山市の政令市移行に伴う県・市の財政面の影響について、法令必須事務の移譲を踏まえ、現時点で見込まれているものをまとめると、次のとおりとなる。

【歳 出】

(単位:億円)

区 分	岡山県分	岡山市分
法令必須事務の移譲による影響額	△139	+139
計	△139	+139

※事業費は、県のH19予算額から、H18実績における岡山市分の割合等に基づき算出。
 ※人件費の増減は含んでいない。

【歳 入】

(地方税・地方交付税等の変動)

(単位:億円)

区 分	岡山県分	岡山市分	
地 方 税	軽油引取税	△62	+62
	自動車取得税	△4	+4
	小 計	△66	+66
地方譲与税	地方道路譲与税	△7	+8
	石油ガス譲与税	△1	+1
	小 計	△8	+9
交通安全対策特別交付金	△3	+3	
地 方 交 付 税	△2	+58	
計	△79	+136	

※H18年度ベースで算出。

(法令必須事務の移譲による特定財源の変動)

道 路 占 用 料	△1	+1
国 庫 補 助 金 等	△46	+39
地 方 債	△45	※
計	△92	+40+※

※「地方債」の岡山市分については、市全体での事業費との関係で決まる部分などもあることから、この表では空欄としている。

このほか、県単独事業の移譲、当せん金付証券(宝くじ)の販売収益金の岡山市への配分、国県道に係る県債の償還に対する岡山市の負担について、今後協議をすることとなっている。

II 岡山市行政区画等審議会の審議状況

第3回岡山市行政区画等審議会が8月24日に開催され、委員19名のうち7名で構成する作業委員会から、区割りのたたき台となる検討案（別添参照）が示されたが、その概要及び審議の状況は次のとおりである。

1 行政区画の編成

総合支所構想における総合支所の所管区域で、さらに現在の福市区となっている6区域を基に3区案が示された。

区名 (仮称)	総合支所の 所管区域(福 市区)	区 域 の 概 要 (中学校通学区域)	人口 世帯数 面積	区役所
A 区	I 区(中央) VI区(北)	岡山中央、京山、岡北、石井、 桑田、岡輝、中山、香和、高 松、足守、御津、建部	240,289 人 110,702 世帯 432.83 k m ²	市役所 本庁・ 分庁舎
B 区	II区(東) III区(西大 寺)	東山、操山、操南、富山、竜 操、高島、旭東、上南、西大 寺、山南、上道、瀬戸	235,667 人 89,812 世帯 211.52 k m ²	西大寺 支所
C 区	IV区(南) V区(西)	福浜、福南、芳泉、御南、芳 田、光南台、吉備、妹尾、福 田、興除、藤田、灘崎	220,216 人 82,320 世帯 145.56 k m ²	IV 区 (南) に設置

2 検討案とした主な理由

- (1) 第2回審議会の「福市区の6区域を基に3～4区とし、地域づくりを担える大区役所制が望ましい」との意見から、大区役所制を採用し、行政効率から3区とする。6区案(1.4倍)、4区案(2倍)に比較し、区間の人口差も小さい。
- (2) 中心部の中央、東、南福市区に、昭和40年代以降の合併関係市町村からなる北、西大寺、西の福市区と合区することにより、それぞれの地域づくりとともに、岡山市全体としてさらなる発展を目指す新たな出発点となる。

3 審議会における主な意見

- (1) ①区間の人口差が小さい方が行政サービスが公平になる、②区役所に既存施設を活用する行財政改革の面もあるなど、多くの委員が賛成した。3区案は賛成だが、シンボリックな区のゾーンが欲しかったとの補足意見もあった。
- (2) ①旭川で中心部(中央と東)を分断することは反対であり、中心部と周辺部を3区に分ける4区案がよい、②東と西大寺は生活圏が異なるので、東に区を設けるべきだ(文書)との反対意見があった。

4 今後の予定

第4回審議会(8月30日)で再度協議し、中間取りまとめ案が作成される予定である。その後、9月定例市議会での議論、10月の住民説明会を経て、11月に答申される予定である。

第3回岡山市行政区画等審議会 会議資料

行政区画の編成等について（検討案）

検討案の提出に当たって

私たちは、岡山市行政区画等審議会の審議を円滑かつ効果的に進めるため、審議会での検討の俎上に乗せる具体的な案を作成し、審議会に提出することとした。

成案を得る過程では、委員間で意見が分かれる点もあったものの、市民福祉の維持・向上と将来の岡山市の発展という共通の視点から概ね議論が収斂し、ここに、選びうる選択肢の中で最も望ましいと考える案をお示しできる運びとなった。

この案が、審議会のご賛同をいただけることを願う次第である。

千	葉	喬	三
兼	松	久	和
上	岡	美保子	
岡	本	輝代志	
佐	藤	久子	
高	田	武子	
藤	井	和佐	

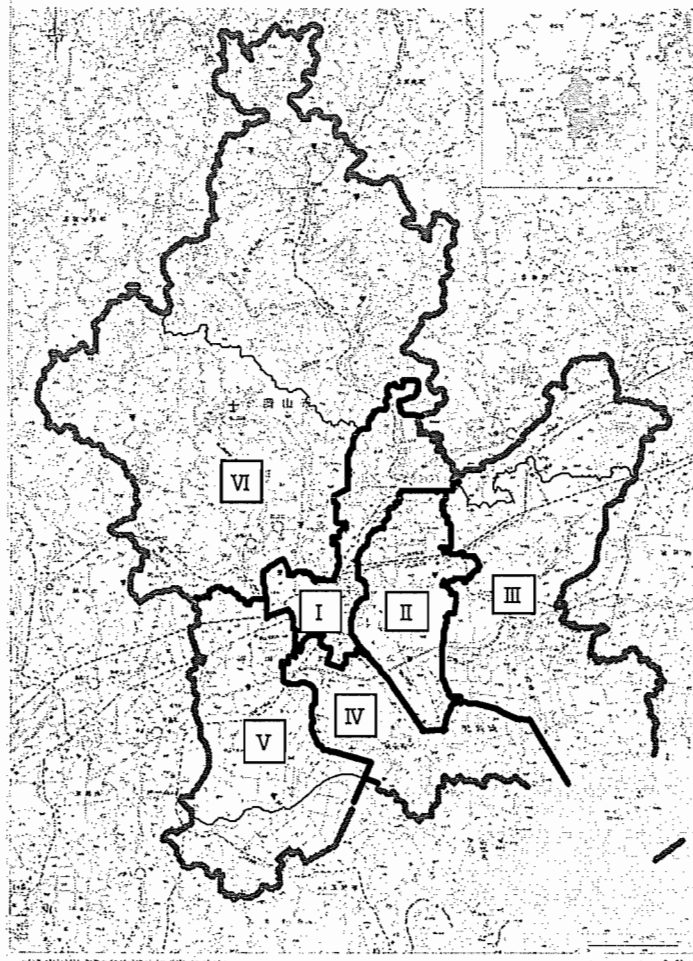
留意点に関する審議会の主な意見（まとめ）

第2回岡山市行政区画等審議会において、「行政区画の編成」と「区役所の位置」を検討する際の留意点に関する審議が行われ、各委員から、

- ①住民自治を支える住民意識や生活圏を重要視し、地域コミュニティ（町内会等）や通学区域を分断しないこと
- ②きめ細かなサービスと、行政効率や財政負担との総合的なバランスを考えるべきであること
- ③地域づくりを担える組織、大区役所制が望ましく、現行窓口を継続しながら大きな線引きをし、区の数はある程度絞ること
- ④総合支所の所管区域（福社区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、地域活動の単位となっており、これを基盤とすること
- ⑤総合支所（福祉事務所）の6区域を基盤としつつ、これを3区ないし4区に編成することが望ましいこと
- ⑥区役所は、交通体系に配慮しながら既存施設を活用すべきであること

などの意見が多くあり、これを基にたたき台となる案を作成することとされた。

総合支所構想における総合支所の所管区域



検討の概要

1 開催経過

平成19年8月6日(月)、同8月10日(金)、同8月20日(月)の3回にわたって会合を持ち、やむを得ず欠席するメンバーからは意見が予め寄せられるなど、メンバー全員の熱意と協力の下に、精力的で建設的な検討を行った。

2 作成方針

審議会に示す案は、1つに絞る方向で検討することとした。

また、第2回審議会での「行政区画の編成に当たっての留意点」及び「区役所位置の検討に当たっての留意点」に関する各委員のご意見を踏まえて、「行政区画編成基準及び区役所位置決定方針」をとりまとめた。(別紙参照)

3 検討の経過

具体的な編成に当たっては、「行政区画編成基準及び区役所位置決定方針」に基づいて、飛び地等の不自然な形状となる編成を除いた3区割り、4区割りを中心に、以下のとおり比較検討を行った。

- ① 市民との協働を重視し、地域づくりを担える組織体制が望ましい一方で、いわゆる大区役所制の下で区の数が多くなれば行政効率が損なわれる面があり、3区とする方がより行政効率が高い。
- ② 区域づくりの主役である市民の数が区間で大幅な差を生じないことが望ましく、区間の人口の差は、3区割りではいずれも区間でほぼ均等であったのに対し、6区割りでは約1.4倍、4区割りではいずれも2倍以上となることから、この点でも3区割りが適当である。
- ③ 3区割りの中では、昭和30年までに形成された旧岡山市のまとまりである総合支所の区域(福市区)におけるI区(中央)、II区(東)、IV区(南)の区域を、それぞれ昭和40年代以降の合併関係市町村からなるVI区(北)、III区(西大寺)、V区(西)の区域と合区することにより、それぞれの地域づくりとともに、岡山市全体としてさらなる発展をめざす新たな出発点となるよう編成した。

行政区画編成基準及び区役所位置決定方針

項 目	基 準 ・ 方 針
地域コミュニティ 及び 通学区域	住民自治を支える住民意識や身近な生活圏域を重視し、市政運営と市民活動の基礎的な単位である地域コミュニティ（町内会等）や通学区域を分断しないことを基本とする。
人口規模 及び 区の数	きめ細かい行政サービスや地域づくりを担える組織と行政効率や財政負担とのバランスに配慮し、人口規模は、15万人から20万人程度、区の数、3区ないし4区とすることが適当と考えられる。
面積規模 及び 地形・地物	面積規模は、他の基準との関係で考慮するにとどめ、また、区の境界が地域の歴史的な形成に関わってきた明瞭な地形・地物に沿うとともに、区の形状が地理的に見て自然なものとなるようできる限り配慮する。
公共機関の所管区域 及び 選挙区（国・県）	国・県等の公共機関の所管区域や選挙区とできる限り整合性を確保することが望ましい。
総合支所の所管区域 （福祉区）	総合支所の所管区域（福祉区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、市民活動の単位となっており、その区域を基礎としつつ、行政効率等の観点からこれを合区することも視野に入れる。
区役所位置	区役所は、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することが望ましい。

行政区画の編成及び区役所の位置についての検討案

1 行政区画の編成について

3行政区を設ける。その区域の概要は、次のとおりである。

区名 (仮称)	総合支所の所管 区域(福市区)	区域の概要
A区	I区(中央) 及び VI区(北)	岡山中央、京山、岡北、石井、桑田、岡輝、 中山、香和、高松、足守、御津、建部の各中 学校通学区域
B区	II区(東) 及び III区(西大寺)	東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、 上南、西大寺、山南、上道、瀬戸の各中学校 通学区域
C区	IV区(南) 及び V区(西)	福浜、福南、芳泉、御南、芳田、光南台、吉備、 妹尾、福田、興除、藤田、灘崎の各中学校通 学区域

2 区役所の位置について

各行政区の区役所の位置は、A区(仮称)は、市庁舎又は分庁舎の一部、B区(仮称)は、西大寺支所をそれぞれ活用することとする。

また、C区(仮称)については、総合支所の所管区域(福市区)におけるIV区(南)の区域内に設置する方向で施設の調査、調整を行うよう市に求める。

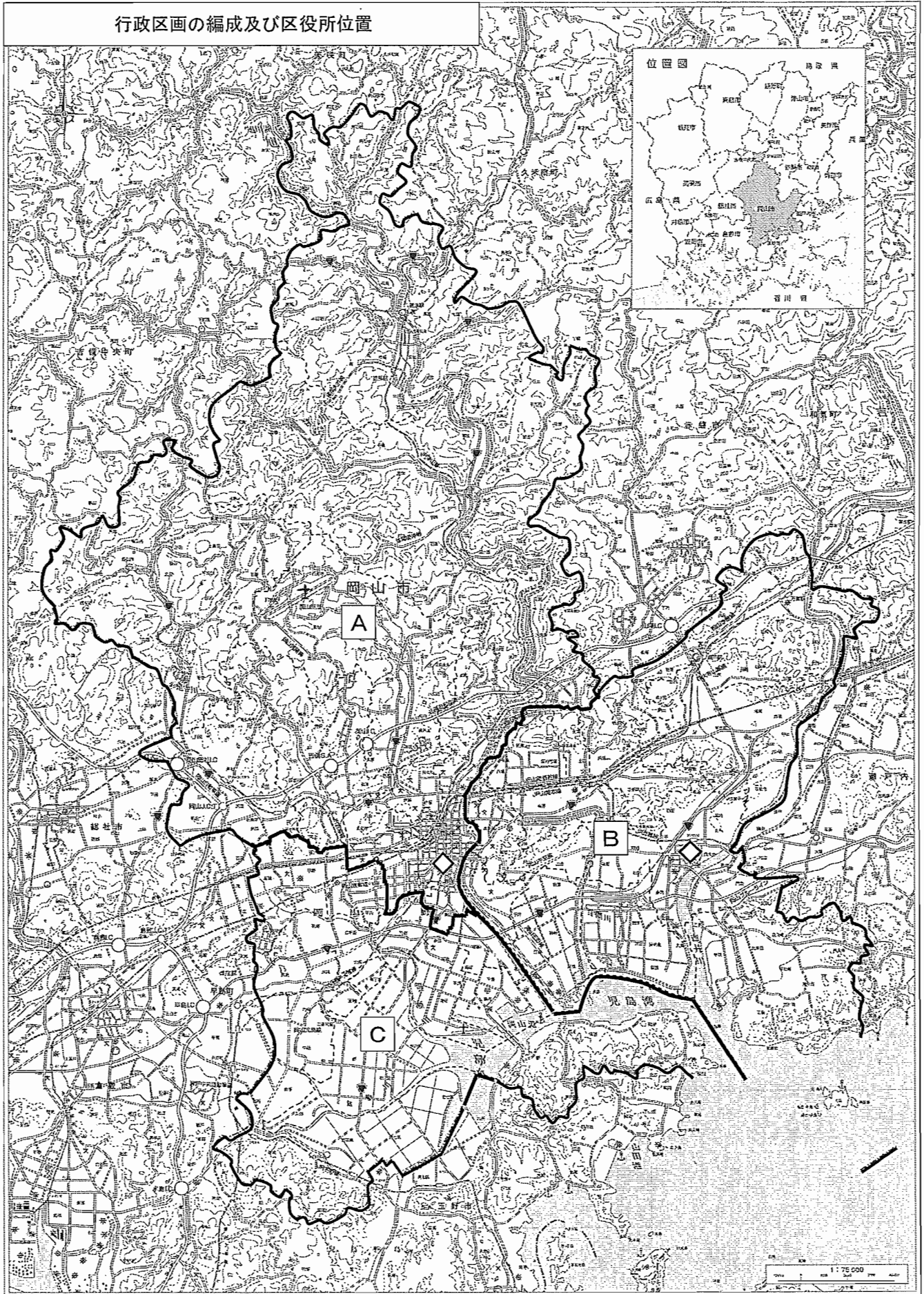
- (1) 総合支所の所管区域（福市区）には、その歴史的沿革や本庁からの距離などを背景に、比較的サービス拠点が不足している区域が見られることから、それらの区域への区役所を含むサービス拠点の配置について配慮すべきである。
- (2) 西大寺支所は、昭和44年の合併以来、市行政の一翼を担う総合出先機関として幅広い事務を取り扱っていることを踏まえ、区行政を円滑にスタートする観点から、政令指定都市・岡山においても引き続き、総合出先機関としての区役所と位置づけるべきである。

併せて、Ⅱ区（東）は、サービス拠点が不足しているため、市民サービスの均質化を図る観点から、区役所の新たな出先機関の設置を審議会として市に要請すべきである。
- (3) 灘崎支所は、その地理的な位置に加え、平成17年に岡山市と合併し現在、一体化に向けた事業に取り組んでいるさなかであり、まずは現状において早期の一体化を担うことが先決と考えられる。さらに、Ⅴ区（西）の区域には支所が多数設置されており、また、Ⅳ区（南）にはサービス拠点が不足している現状も考え合わせ、Ⅳ区（南）内の公共施設などを区役所の候補地として、必要な調査、調整を審議会として市に求めるべきである。

3 補足意見

- (1) 住民票や戸籍など市民の日常生活に密着した窓口サービスについては、市民が居住する区に関わらずいずれの区でもサービスが受けられるよう審議会として市に要請すべきである。
- (2) 総合支所の区域（福市区）のうち、市庁舎又は分庁舎の一部を区役所とするA区を除き、区役所候補施設と区域内を有機的に結ぶ交通網が不足している地区については、その確保策を審議会として市に要請すべきである。
- (3) 行政区の機能については、いわゆる大区役所制を採用するよう、また、行政区間でできるだけ均一になるよう審議会として市に要請すべきである。

行政区画の編成及び区役所位置



図中の地名は、国土地理院の地形図を基に作成されたものであり、地名の正確性を保証するものではありません。 (作成年度 平成 22 年 12 月)

図例 国土地理院の地形図を基に作成されたものであり、地名の正確性を保証するものではありません。 (作成年度 平成 22 年 12 月)

◇ : 区役所

行政区画編成及び区役所位置検討案のまとめ

項 目	ま と め
地域コミュニティ 及び 通学区域	住民自治を支える住民意識や身近な生活圏域を重視し、市政運営と市民活動の基礎的な単位である地域コミュニティ（町内会等）や中学校通学区域を分断しないこととした。
人口規模 及び 区の数	きめ細かい行政サービスや地域づくりを担える組織と行政効率や財政負担とのバランスに配慮し、区の数3、区人口は約22万人～約24万人とした。人口規模は、他都市の平均区人口約15万人と比べて規模が大きめであるが、区間の差は他都市と比べて最も小さい。
面積規模 及び 地形・地物	市中心部を貫流する一級河川である旭川をもって概ね東西に画したほか、それぞれの区域の形状もまとまりをもち、不自然ではない。 区の面積は、最大の区でも静岡市葵区の1,073km ² 、浜松市天竜区の944km ² の半分以下であり、最大の区と最小の区の差も約3倍と、他都市と比べて最も小さい。
公共機関の所管区域 及び 選挙区（国・県）	旭川で分かれている衆院小選挙区・県議会選挙区のほか、境界の一部において関係行政機関と整合がとれているが、一方で、整合していない境界も見られる。
総合支所の所管区域 （福市区）	総合支所の所管区域（福市区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、市民活動の単位となっていることから、その区域を基礎としつつ、いずれの区も、それぞれ総合支所の所管区域（福市区）を2区ずつ合区した形の編成とした。
区役所位置	区役所は、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することが望ましいことから、A区及びB区の区役所については、既存施設を活用することとした。

[参考 1] 政令指定都市における区の状況

都市名	区数	総人口 (人)	区人口 (人)			区面積 (km ²)		
			最大	最小	最大/最小	最大	最小	最大/最小
大阪市	24	2,628,811	200,678	54,174	3.70	20.77	4.37	4.75
名古屋市	16	2,215,062	216,545	63,608	3.40	45.67	7.72	5.92
京都市	11	1,474,811	285,419	42,464	6.72	291.95	6.82	42.81
横浜市	18	3,579,628	311,722	84,944	3.67	35.77	7.02	5.10
神戸市	9	1,525,393	243,637	103,791	2.35	240.31	11.48	20.93
北九州市	7	993,525	260,070	63,714	4.08	170.89	16.66	10.26
札幌市	10	1,880,863	272,877	112,783	2.42	657.23	24.38	26.96
川崎市	7	1,327,011	210,543	144,487	1.46	39.21	10.05	3.90
福岡市	7	1,401,279	274,481	128,663	2.13	95.88	15.16	6.32
広島市	8	1,154,391	219,343	76,656	2.86	353.35	15.34	23.03
仙台市	5	1,025,098	281,218	129,942	2.16	302.28	48.38	6.25
千葉市	6	924,319	184,637	112,850	1.64	84.21	21.16	3.98
さいたま市	10	1,176,314	166,674	82,342	2.02	49.16	8.39	5.86
静岡市	3	713,723	262,764	208,055	1.26	1,073.32	72.89	14.73
堺市	7	831,111	157,068	39,133	4.01	40.44	10.48	3.86
新潟市	8	813,780	179,784	48,054	3.74	176.51	37.42	4.72
浜松市	7	804,067	244,953	37,520	6.53	944.00	44.23	21.34
岡山市	3	696,172	240,289	220,216	1.09	432.83	145.56	2.97

平成17年国勢調査 *堺市、新潟市、浜松市、岡山市の区人口は各市公表数値

平成19年4月1日国土地理院調 (速報値。一部参考値)

[参考2] 各行政区の人口等の状況

区名 * 便宜的な表示		A区(仮称)	B区(仮称)	C区(仮称)
区域 (総合支所の区域(福祉区))		I(中央)+VI(北)	II(東)+III(西大寺)	IV(南)+V(西)
総人口	人	240,289	235,667	220,216
年少人口 (15歳未満)	人	28,812	35,711	36,008
	構成比(%)	11.99	15.15	16.35
生産年齢人口 (15~64歳)	人	160,543	152,553	147,099
	構成比(%)	66.81	64.73	66.80
老年人口 (65歳以上)	人	49,482	46,866	35,914
	構成比(%)	20.59	19.89	16.31
年齢不詳人口	人	1,452	537	1,195
	構成比(%)	0.60	0.23	0.54
世帯数	世帯	110,702	89,812	82,320
一世帯当たり人口	人/世帯	2.17	2.62	2.68
面積	km ²	432.83	211.52	145.56
人口密度	人/km ²	555.2	1,114.2	1,512.9
就業者数	人	109,455	111,786	107,396
第一次産業就業者	構成比(%)	4.0	4.1	2.8
第二次産業就業者		18.3	24.4	25.3
第三次産業就業者		75.7	69.7	69.6
分類不能		2.0	1.8	2.3
製造品出荷額	百万円	203,322	462,283	217,156
年間商品販売額	百万円	1,505,851	352,225	1,297,681
農家戸数	戸	6,051	5,507	4,324

人口(最大/最小)	1.09倍
面積(最大/最小)	2.97倍

[参考3] 各行政区の状況

区名 *便宜的な表示		A区(仮称)	B区(仮称)	C区(仮称)	合計	
区域 (総合支所の区域(福祉区))		I(中央) + VI(北)	II(東) + III(西大寺)	IV(南) + V(西)		
人口・世帯・面積	人口(H17国勢調査)					
	総人口(人)	合計	240,289	235,667	220,216	696,172
		年少人口(15歳未満)	28,812	35,711	36,008	100,531
		生産年齢人口(15~64歳)	160,543	152,553	147,099	460,195
		老年人口(65歳以上)	49,482	46,866	35,914	132,262
		不詳	1,452	537	1,195	3,184
	男(人)	合計	117,054	110,827	106,890	334,771
		年少人口(15歳未満)	14,860	18,194	18,630	51,684
		生産年齢人口(15~64歳)	81,247	73,095	72,257	226,599
		老年人口(65歳以上)	20,135	19,242	15,342	54,719
		不詳	812	296	661	1,769
	女(人)	合計	123,235	124,840	113,326	361,401
		年少人口(15歳未満)	13,952	17,517	17,378	48,847
		生産年齢人口(15~64歳)	79,296	79,458	74,842	233,596
		老年人口(65歳以上)	29,347	27,624	20,572	77,543
		不詳	640	241	534	1,415
	世帯数(H17国勢調査)		110,702	89,812	82,320	282,834
総面積(km ²)		432.83	211.52	145.56	789.91	
人口密度(人/km ²)		555.2	1,114.2	1,512.9	881.3	
人口増加率(%) ※H12→H17		2.8	2.4	4.6	3.2	
高齢化率(%)		20.6	19.9	16.3	19.0	
土地利用(H18岡山県南広域都市計画基礎調査)						
自然的土地利用(km ²)	合計	357.87	156.47	102.65	616.99	
	田	45.10	55.83	57.66	158.59	
	畑	16.07	15.16	4.70	35.93	
	山林	266.93	62.67	24.63	354.23	
	水面	19.31	15.04	11.47	45.82	
	その他自然地	10.46	7.77	4.19	22.42	
都市的土地利用(km ²)	合計	74.96	55.05	42.91	172.92	
	宅地	25.27	28.19	24.78	78.24	
	道路・公共施設等	49.69	26.86	18.13	94.68	
都市計画(H18岡山県南広域都市計画基礎調査)						
都市計画区域(km ²)	合計	228.91	211.52	145.56	585.99	
	市街化区域	30.48	39.14	34.27	103.89	
	市街化調整区域	198.43	172.38	111.29	482.10	
都市計画区域外(km ²)		203.92	0.00	0.00	203.92	
都市基盤整備状況	都市計画道路整備状況(H19.3.31現在)					
	路線数(本) 区を跨ぐ路線あり		59	31	43	106
	総延長(m)		113,100	107,800	97,700	318,600
	整備率(%)		64.7	51.7	57.1	58.0
	公共下水道整備状況(H19.3.31現在)					
	処理区域面積(ha)		2,113.9	1,721.3	2,442.8	6,278.0
	処理区域内人口(人)		128,824	104,635	141,100	374,559
	下水道処理人口普及率(%) ※対国勢調査人口		53.6	44.4	64.1	53.8
	市営住宅管理戸数(H19.4.1現在)		1,252	3,380	1,041	5,673

区名 *便宜的な表示		A区(仮称)	B区(仮称)	C区(仮称)	合計	
区域 (総合支所の区域(福社区))		I(中央) + VI(北)	II(東) + III(西大寺)	IV(南) + V(西)		
都市基盤整備状況	公園整備状況(H18.4.1現在)					
	公園面積(ha)	合計	398.41	349.20	291.95	1,039.56
		街区公園	28.91	14.15	28.56	71.62
		近隣公園	10.17	3.59	11.19	24.95
		一般公園	275.66	192.74	218.59	686.99
		緑道	4.00	0.00	11.71	15.71
		緑地	79.67	138.72	21.90	240.29
一人当たり面積(m ²)		16.6	14.8	13.3	14.9	
産業の状況	工業の概況(H15工業統計)					
	事業所数(所)	332	357	410	1,099	
	従業者数(人)	8,249	13,126	8,742	30,117	
	製造品出荷額等(百万円)	203,322	462,283	217,156	882,761	
	商業の概況(H14商業統計)					
	商店数(店)	合計	4,361	2,149	2,758	9,268
		卸売業	1,070	395	1,200	2,665
		小売業	3,291	1,754	1,558	6,603
	従業者数(人)	合計	31,862	14,963	27,355	74,180
		卸売業	11,124	3,328	14,912	29,364
		小売業	20,738	11,635	12,443	44,816
	年間商品販売額(百万円)	合計	1,505,851	352,225	1,297,681	3,155,757
		卸売業	1,119,020	143,360	1,078,469	2,340,849
		小売業	386,831	208,865	219,212	814,908
	農業の概況(2000年世界農業センサス)					
	農家戸数(戸)	6,051	5,507	4,324	15,882	
	農家人口(人)	24,262	22,585	19,116	65,963	
	経営耕地面積(ha)	合計	3,467	4,641	4,639	12,747
		田	2,832	4,131	4,510	11,473
		畑	340	233	86	659
		樹園地	295	277	43	615
	産業別就業者数(H17国勢調査)					
	合計(人)	合計	109,455	111,786	107,396	328,637
第一次産業		4,385	4,542	2,966	11,893	
第二次産業		20,042	27,327	27,185	74,554	
第三次産業		82,861	77,852	74,733	235,446	
分類不能		2,167	2,065	2,512	6,744	
合計(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	
	第一次産業	4.0	4.1	2.8	3.6	
	第二次産業	18.3	24.4	25.3	22.7	
	第三次産業	75.7	69.7	69.6	71.6	
	分類不能	2.0	1.8	2.3	2.1	
教育・文化	市立幼稚園(H19.5.1現在)					
	園数	24	32	15	71	
	学級数	73	108	69	250	
	園児数	1,558	2,318	1,773	5,649	
	市立小学校(H19.5.1現在・分校を含む)					
	学校数	32	33	28	93	
	学級数	437	500	477	1,414	
	児童数	11,284	13,986	14,440	39,710	
	市立中学校(H19.5.1現在)					
	学校数	13	12	12	37	
	学級数	195	206	207	608	
	生徒数	5,598	6,295	6,278	18,171	

区名 *便宜的な表示		A区(仮称)	B区(仮称)	C区(仮称)	合計
区域 (総合支所の区域(福祉区))		I(中央) + VI(北)	II(東) + III(西大寺)	IV(南) + V(西)	
教育・文化	公立・私立高等学校(H19.4.1現在)				
	学校数	14	10	3	27
	大学・短期大学(H19.4.1現在)				
	学校数	6	5	2	13
	公民館(H19.4.1現在)				
	設置数	12	13	12	37
	図書館(H19.4.1現在)				
設置数	7	2	2	11	
コミュニティハウス(H19.4.1現在)					
設置数	29	27	18	74	
市民会館・文化会館(H19.4.1現在)					
設置数	6	3	0	9	
防災・市民生活	消防署(H19.4.1現在)				
	消防署数	2	1	1	4
	出張所数	7	5	3	15
	警察署(H19.4.1現在)				
	警察署数	2	3	1	6
	交番・派出所・駐在所数	37	17	15	69
	税務署(H19.4.1現在)				
	設置数	2	2	0	4
	法務局(H19.4.1現在)				
	設置数	2	0	0	2
	郵便局(H19.4.1現在・簡易郵便局を含む)				
	集配局数	7	3	4	14
	その他局数	45	34	24	103
	市民サービス窓口(H19.4.1現在)				
	本庁・支所数	7	3	7	17
出張所数	0	2	0	2	
連絡所・サービスコーナー数	6	5	2	13	
その他窓口数	8	2	4	14	
町内会等加入率(%) (H19.6.30現在)	81.4	93.9	92.9	88.7	
健康・福祉	ふれあいセンター(H19.4.1現在)				
	設置数	1	2	2	5
	老人福祉センター・老人憩いの家(H19.4.1現在)				
	設置数	7	5	6	18
	市立保育園(H19.4.1現在)				
	園数	25	15	14	54
	定員数	2,224	1,628	1,500	5,352
	私立保育園(H19.4.1現在・認可保育園に限る)				
	園数	20	24	16	60
	定員数	2,265	2,750	2,490	7,505
	児童館(H19.4.1現在)				
	設置数	9	8	8	25
	放課後児童クラブ(H19.4.1現在)				
	設置数	23	31	25	79
受入児童数	1,012	1,466	1,530	4,008	
病院(H19.4.1現在)					
設置数	26	21	12	59	
病床数	6,919	2,770	1,963	11,652	